

公 示 日 : 2024 年 9 月 18 日 (水)

調達管理番号 : 24a00628

国 名 : ベトナム

担 当 部 署 : 人間開発部保健第二グループ保健第三チーム

調 達 件 名 : ベトナム国遠隔技術を活用した医療人材能力向上体制強化プロジェクト (遠隔医療 IT システム開発)

適用される契約約款 :

・「事業実施・支援業務用」契約約款を適用します。これに伴い、契約で規定される業務(役務)が国外で提供される契約、すなわち国外取引として整理し、消費税不課税取引としますので、最終見積書において、消費税は加算せずに積算してください。(全費目不課税)

1. 担当業務、格付等

- (1) 担当業務 : 遠隔医療 IT システム開発
- (2) 格 付 : 3 号
- (3) 業務の種類 : 専門家業務

2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間 : 2024 年 10 月下旬から 2025 年 1 月中旬
- (2) 業務人月 : 1.68
- (3) 業務日数 :

準備業務 6 日、現地業務 37 日、整理業務 3 日

現地業務期間等の具体的条件については、「10. 特記事項」を参照願います。

3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数 : 1 部
 - (2) 見 積 書 提 出 部 数 : 1 部
 - (3) 提 出 期 限 : 2024 年 10 月 2 日 (水) (12 時まで)
 - (4) 提 出 方 法 : 電子データのみ
- 専用アドレス (e-propo@jica.go.jp)

◇ 提出方法等の詳細については JICA ホームページ内の以下をご覧ください。

「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン（2024年4月）」の「別添資料11 業務実施契約（単独型）公示にかかる競争手続き」

<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>

電子メールでの提出時、機構より自動配信にて【受信完了のご連絡】メールが届きます。宛先のアドレス間違いもなく自動配信メールが届かない場合には、提出期限（時刻）までにその旨をお電話で03-5226-6608まで必ずご連絡くださいますようお願い致します。提出期限までにご連絡がなく、機構がプロポーザルを受信できていなかった場合は、該当のプロポーザルは評価対象と致しかねます。

なお、個人の資格で競争に参加する場合、簡易プロポーザル提出5営業日前までに所定の競争参加資格審査申請書の提出が必要です。

◇ 評価結果の通知：2024年10月11日（金）までに個別通知

提出されたプロポーザルをJICAで評価・選考の上、契約交渉順位を決定します。

◇ 評価結果説明の取り止め：2023年6月30日のお知らせに掲載（<https://www.jica.go.jp/about/announce/information/consultant/2023/20230630.html>）のとおり、2023年7月以降の単独型公示については評価結果の説明を取り止めます。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

（1）業務の実施方針等：

- | | |
|------------------|-----|
| ① 業務実施の基本方針 | 16点 |
| ② 業務実施上のバックアップ体制 | 4点 |

（2）業務従事者の経験能力等：

- | | |
|----------------|-----|
| ① 類似業務の経験 | 44点 |
| ② 対象国・地域での業務経験 | 8点 |
| ③ 語学力 | 12点 |
| ④ その他学位、資格等 | 16点 |

（計100点）

類似業務経験の分野	IT システムに係る各種業務。特に保健医療関連 IT システムに係る各種業務経験があることが望ましい。
対象国及び類似地域	ベトナム及び全途上国
語学の種類	英語

5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等：特になし
- (2) 必要予防接種：特になし

6. 業務の背景

ベトナムでは、経済成長に伴い平均寿命も年々延伸しているが、都市部と地方部との間の医療格差が指摘されている。とりわけ、北部内陸・山岳地域では、下位医療機関の医療サービスの質が不十分であるため、上位医療機関の患者集中が慢性的な課題となっている。このような状況の中、その解決の一つの糸口として、上位医療機関から下位の医療機関への知見や経験の共有、助言・指導を効率的に行える遠隔医療の活用に大きな期待が寄せられており、ベトナム保健省は、「2025 年までのヘルス・デジタルトランスフォーメーションプログラム及び 2030 年までの方針」（2020 年）で、遠隔診療等に係る社会認識の変革、法整備、物理的インフラ整備、電子的なプラットフォームの構築等を掲げた。更に、中期開発計画にあたる「人々の健康の保護・ケア・促進に係る 2025 年までの計画」（2023 年）では、「公平で質が高く、効果的で持続可能な保健システムの開発」を目標に、パイロット事業を通じて、診断治療の質の改善方法として IT の活用を推進し、保健医療分野におけるデジタルトランスフォーメーションの実現を促進している。

かかる状況下、JICA はベトナム政府の要請を受け、2024 年 7 月から 5 年間の予定で「遠隔技術を活用した医療人材能力向上体制強化プロジェクト」を開始した。本プロジェクトでは、イエンバイ省の 2 郡を対象郡とした医師間（D to D: Doctor to Doctor）の遠隔医療にかかるパイロット活動を通じて、保健省医療サービス局（Medical Service Administration: MSA）とともにベトナム国全体の遠隔医療に係る政策・方策の整備に取り組む。また、対象医療施設での遠隔医療の実施、遠隔医療に関する知見共有の拡大を行うことにより、イエンバイ省及び保健省の医療人材の能力強化を図っていく。

ベトナムにおける遠隔医療に関するシステム開発・導入の現状としては、保健省

国家保健情報センター（National Health Information Center: NHIC）が開発した V-Telehealth というプラットフォームがあるが、この他にも、保健省と UNDP が協力して開発したアプリケーション Doctor for Everyone（D4E）があることを確認している。他にも民間ベースを含め未確認の開発中プラットフォームやアプリケーションが存在する可能性はある。当初ベトナム保健省は、V-Telehealth が全国規模で導入されることを目指していたが、導入は推奨であり義務ではないとし、どのシステムを導入するかは各省・郡に委ねられている。イエンバイ省においても、プロジェクト活動を通じて対象郡に導入する遠隔医療 IT プラットフォーム・アプリケーションの仕様について検討することとしている。

7. 業務の内容

本業務従事者は、当該プロジェクト専門家として「遠隔医療 IT システム開発」の分野を担当し、イエンバイ省での遠隔医療パイロット活動を実践するうえで、まずはベトナムの保健医療 IT エコシステム全体像の現状を確認し、遠隔医療 IT プラットフォーム・アプリケーション導入に向けた必要な情報収集や技術提言を行う。その際、ベトナムの遠隔医療にかかる政策に即していることに留意する。更に、対象地域・施設の通信・IT インフラの状況を確認する。通信・IT インフラ状況確認は、対象郡の医療施設への踏査により実施するが、対象郡はイエンビン郡とルックイエン郡を予定しているため、この2郡の医療施設（郡保健センター、ポリクリニック、コミュニケーションヘルスセンター）となる。踏査する施設の選定については、イエンバイ省保健局及び省総合病院と相談して決定していく。

（1） 準備業務（2024年10月下旬～2024年11月上旬）

- ① 既存の JICA 報告書、他ドナー報告書、ベトナム政府作成の関連報告書等を参照し、ベトナムにおける保健医療 IT エコシステム全体像を確認し、その中での遠隔医療システム開発・導入の現状と課題を把握する。また、JICA 民間連携事業を含む類似協力も参照する。
- ② JICA 人間開発部、JICA ベトナム事務所及び現地プロジェクト専門家チームと連絡・調整の上、現地における業務内容を整理する。
- ③ 業務計画書（和文・英文）を JICA 人間開発部へ提出する。

（2） 現地業務（2024年11月上旬～2024年12月中旬）

- ① 現地業務開始時に、JICA ベトナム事務所、現地プロジェクト専門家チーム、C/P 機関（保健省 MSA、イエンバイ省保健局、イエンバイ省総合病院）に業務計画書を提出し、業務計画の説明を行う。
- ② ベトナムの保健医療 IT エコシステム全体像の現状（既に導入されている電子診療記録（Electronic Medical Records: EMR）、医用画像管理システム（Picture Archiving and Communication System: PACS）等の保健情報システム（Health Information System: HIS）のアプリケーション等を含む）を確認したうえで、世界的に主流となっている保健データ連携基盤と照らし合わせて、それらの仕様・規格が異なることによる相互運用性等に対する影響等を洗い出す。
- ③ 保健省 NHIC 並びに UNDP 等保健分野を支援している開発パートナー、またスタートアップを含む民間企業にヒアリングし、V-Telehealth、D4E、その他ベトナムで開発中または運用されている遠隔医療サービスシステムの詳しい仕様やパフォーマンス、導入の利点・欠点の整理を行う。
- ④ 詳細計画策定調査時にベトナム保健省側と確認した遠隔医療に係るデジタルアーキテクチャー案（詳細計画策定調査報告書参照）についてベトナム保健省と再度協議し、ベトナムの保健医療 IT エコシステムの中の遠隔医療システムの目指す方向性を確認する。
- ⑤ 関連政策動向も考慮のうえ、イエンバイ省対象郡にパイロット導入する遠隔医療 IT プラットフォーム・アプリケーションの仕様について提案する。その際、既存の V-Telehealth や D4E の他にも候補となりうるプラットフォーム・アプリケーションについても探索し、併せて検討する。また、導入に必要な機材とその経費を推計する。
- ⑥ 遠隔医療に係るデジタルアーキテクチャーに関わるステークホルダー分析を行い、ステークホルダーへの啓発活動や推進方法について提案する。その上で、実際のデジタルアーキテクチャー構築に対応でき得るローカルリソースの情報を収集し、遠隔医療デジタルアーキテクチャー構築業務の TOR 案を検討する。
- ⑦ イエンバイ省保健局及び省総合病院と相談のうえ踏査対象施設を選定し、対象施設における通信・IT インフラ状況（インターネット回線、通信料、備品、電力、使用ソフト、サーバールーム、IT 人材、医療従事者の IT 利用状況、等々）を調査する。

⑧ 現地業務完了に際し、現地業務結果報告書（英文）を C/P 機関（保健省 MSA、イエンバイ省保健局、イエンバイ省総合病院）、JICA ベトナム事務所、現地のプロジェクト専門家チームに提出し、報告する。

(3) 整理業務（2024 年 12 月中旬～2025 年 1 月中旬）

専門家業務完了報告書（和文）を JICA 人間開発部に提出し、報告する。

8. 報告書等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。なお、報告書を作成する際には、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照願います。

(1) 業務計画書（和文・英文）

現地業務期間中に実施する業務内容を関係者と共有するために作成。業務の具体的内容（案）などを記載。和文・英文で作成し、JICA 人間開発部、JICA ベトナム事務所、現地プロジェクト専門家チーム、C/P 機関（保健省 MSA、イエンバイ省保健局、イエンバイ省総合病院）へ電子データを提出する。

(2) 現地業務結果報告書（英文）

現地業務期間中に実施した業務内容を関係者と共有するために作成。英文で作成し、JICA 人間開発部、JICA ベトナム事務所、現地プロジェクト専門家チーム、C/P 機関（保健省 MSA、イエンバイ省保健局、イエンバイ省総合病院）へ電子データを提出する。

(3) 専門家業務完了報告書（和文）

2025 年 1 月 14 日(火)までに提出。

和文で作成し、JICA 人間開発部へ電子データを提出する。

9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン（2023 年 10 月（2024 年 7 月追記版）」の「XI. 業務実施契約（単独型）」及び「別添資料 2 報酬単価表」を参照願います。

<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>

留意点は以下のとおりです。

(1) 航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みます（見積書に計上して下さい）。

効率的かつ経済的な経路、航空会社を選択いただき、払戻不可・日程変更不可等の条件が厳しい正規割引運賃を含め最も経済的と考えられる航空賃を見積もってください。

10. 特記事項

(1) 業務日程／執務環境

① 現地業務日程

以下のとおり予定していますが、C/P 機関の都合により前後する可能性があります。業務場所はハノイ市及びイエンバイ省です。

2024年11月6日（水）（ハノイ着）～2024年12月12日（木）（ハノイ発）

② 現地での業務体制

本業務に係る現地プロジェクト専門家チームの構成は以下のとおりです。

ア) チーフアドバイザー（長期派遣専門家）

イ) 業務調整（長期派遣専門家）

ウ) 遠隔医療臨床診断/治療1（短期派遣専門家：2024年11月28日（木）～2024年12月12日（木））

エ) 遠隔医療臨床診断/治療2（短期派遣専門家：2024年11月28日（木）～2024年12月12日（木））

③ 便宜供与内容

ア) 空港送迎：あり

イ) 宿舎手配：あり

ウ) 車両借上げ：あり（ハノイ市～イエンバイ省の移動及びイエンバイ省内移動）

エ) 通訳備上：あり（日本語-ベトナム語）

オ) 現地日程のアレンジ：あり

カ) 執務スペースの提供：あり（ハノイ：プロジェクトオフィス（保健省近隣）、イエンバイ省：イエンバイ省総合病院敷地内執務スペース）

(2) 参考資料

- ① 本業務に関する以下の資料がJICA図書館のウェブサイトで公開されています。
 - ・ベトナム社会主義共和国遠隔技術を活用した医療人材能力向上体制強化プロジェクト詳細計画策定調査報告書

<https://libopac.jica.go.jp/detail?bbid=1000051852>

(3) その他

- ① 業務実施契約（単独型）については、単独（1名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。
- ② 現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA ベトナム事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。また、契約締結後は海外渡航管理システムに渡航予定情報の入力をお願いします。詳細はこちらを参照ください。

<https://www.jica.go.jp/about/announce/information/common/2023/20240308.html>
- ③ 本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス」(<http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>) の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談してください。
- ④ 発注者、受注者との間で業務仕様書に記載された業務内容や経費負担の範囲等について理解の相違があり発注者と受注者との協議では結論を得ることができない場合、発注者か受注者のいずれか一方、もしくは両者から、定められた方法により「相談窓口」に事態を通知し、助言を求めることができます。
- ⑤ 本業務については先方政府側の対応次第で、渡航時期及び業務内容が変更と

なる場合も考えられるため、具体的な渡航開始時期等に関しては JICA と協議の上決定します。

- ⑥ 公示内容の更なる質の向上を目的として、競争参加いただいたコンサルタントの皆様からフィードバックをいただきたいと考えています。つきましては、お手数ですが、ご意見、コメント等をいただけますと幸いです。具体的には、選定結果通知時に、入力用 Forms をご連絡させていただきますので、そちらへの入力をお願いします。

以上